

商標権	判決年月日	令和7年10月30日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10038号		

「阿夫利」の語が、神奈川県伊勢原市に位置する大山の近郊地域（「阿夫利山地域」）の名称であるとは認められず、そのローマ字表記である「AFURI」の文字からなる本件商標は、商標法3条1項3号、4条1項16号及び7号のいずれにも該当しないとされた事例

(事件類型) 審決（無効・不成立）取消事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法3条1項3号、4条1項16号、7号

(関連する権利番号等) 登録第6245408号商標

(審決) 無効2023-890066号

判決要旨

1 本件は、被告が商標権を有する以下の構成からなる本件商標（登録第6245408号商標。その指定商品中、争いとなったのは、第33類「清酒、焼酎、合成清酒、白酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒」）の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点（取消事由）は、①商標法3条1項3号該当性に関する認定判断の誤り、②同法4条1項16号該当性に関する認定判断の誤り、③同項7号該当性に関する認定判断の誤りである。

AFURI

原告は、無効審判請求において、上記①～③のほか、同法4条1項6号、8号、11号該当性を本件商標の登録無効の理由として主張していたが、特許庁は、これらの無効事由をいずれも認めず、無効審判請求を不成立とした。

2 本訴において、原告は、上記取消事由に絞って無効を主張し、具体的には、①本件商標は、神奈川県伊勢原市に位置する大山の近郊地域（原告はこれを「阿夫利山地域」とする。）を意味する「阿夫利」（あふり。大山の別名である「あめふりやま」が転じたもの。「阿夫利山」ともいう。）をローマ字表記したのみであり、「阿夫利」は、阿夫利山地域を意味する言葉として同地域で積極的に使用されているから、本件商標は地名を普通に用いられる方法で表示したものであり、商標法3条1項3号に該当する（取消事由1）、②阿夫利山地域以外の地域で生産若しくは販売され、又は、阿夫利山地域以外の地域での水を用いた品質の日本酒に「阿夫利」と付した場合、需要者は、これを阿夫

利山地域を産地若しくは販売地とするもの、又は、同地域の水を用いた品質の商品であると誤認するから、同法4条1項16号に該当する（取消事由2）、③被告は、自身の独占使用が認められた場合に、阿夫利山地域の事業者が「阿夫利」の語を使用できなくなることを把握しながら、むしろ、そのような状態の作出を意図して商標登録出願を行ったものであり、本件商標は同項7号に定める商標に該当する（取消事由3）と主張した。

3 本判決は、以下のとおり判断して原告主張の取消事由をいずれも認めず、原告の請求を棄却した。

(1) 取消事由1について

阿夫利地域を指すものとして「阿夫利」の語が掲載されている地図や辞典は存在せず、伊勢原市商工会の会報や地元の学校の校歌にある「あふり」等の語も「大山」ないし「阿夫利神社」にちなんだものであると理解することもできるから、「阿夫利」の語が、原告の主張する阿夫利山地域の名称であるとは認められない。そして、原告が主張する「地酒」文化という取引の実情を考慮しても、そのローマ字表記である「A F U R I」の文字からなる本件商標は、本件商標の登録査定時において、取引者・需要者によって日本酒を含む指定商品に係る商品に使用された場合に、商品の産地、販売地を表示したものと一般に認識されるとは認められず、その指定商品について商品の産地、販売地又は品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（商標法3条1項3号）であるということはできない。

(2) 取消事由2について

「阿夫利」の語が阿夫利山地域の名称であるとは認められない以上、本件商標をその指定商品に使用した場合に、日本酒、ビール等の産地、販売地又は品質などを表示したものと認識されるとはいはず、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標（同法4条1項16号）であるとは認められない。

(3) 取消事由3について

被告による本件商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に当たることを認めるに足りる証拠はない。たとえ被告が、他の事業者において「阿夫利」の語を商品（日本酒やビール）や業務（整体）に使用していることを知っていたとしても、このことだけから当該出願が社会的相当性を欠くものと断することはできず、本件商標が同項7号に該当するということはできない。